

第47号議案

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条の表中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

別表第4の13の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の15の2の項、16の項、22の項及び27の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の28の2の項中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改め、同表の30の項及び37の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄の(5)中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同欄の(8)及び(9)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同欄の(25)中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改め、同欄の(31)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。